

日本獣医師会小動物臨床部会常設委員会
小動物臨床委員会報告

飼育者のニーズに応える小動物獣医療提供を目指して

令和元年6月

公益社団法人 日本獣医師会

目 次

目次

I はじめに	1
II 愛玩動物看護師との役割分担と連携による 高度かつ専門的なチーム獣医療の提供	2
1 愛玩動物看護師との役割分担と連携によるチーム獣医療の提供	2
2 愛玩動物看護師が行うことができる診療行為の範囲	3
3 よりよいチーム獣医療提供の実現に向けて	6
III 獣医療広告規制に係る運用改善を踏まえた認定・専門獣医師制度の構築	7
1 獣医療広告規制の現状	7
2 認定・専門獣医師制度の必要性	9
3 認定・専門獣医師制度の構築に向けた対応	10
IV おわりに	15

I はじめに

第 198 回国会に提出された愛玩動物看護師法案は、令和元年 6 月 7 日の衆議院環境委員会において全会一致をもって起草案が成案とされ、6 月 13 日の衆議院本会議において全会一致で可決、続いて 6 月 20 日の参議院環境委員会において全会一致をもって衆院案が成案とされ、6 月 21 日の参議院本会議において全会一致により可決、成立した。同法は 6 月 28 日に公布され、今後、公布から 3 年以内に施行されることとされている。

犬・猫等の愛玩動物の診療に係る国家資格として愛玩動物看護師資格が新たに創設されることにより、これまで獣医師のみが国家資格を持つ専門職として従事していた小動物診療の分野において、新たな歴史のページが開かれることとなった。

昭和 62 年、本会は A H T (Animal Health Technician) 制度検討委員会を設置し、動物看護師等の獣医療補助者（以下「動物看護職」という。）の公的資格化に関する検討を開始した。平成 15 年に本小動物臨床委員会の前身となる小動物委員会が「動物医療における動物看護師の在り方について」の取りまとめを行って以降は、より具体的に動物診療補助専門職である動物看護職の国家資格化実現に向けた検討を継続してきた。教育の高位平準化、認定制度の統一化等を進める一方、平成 21 年には一般社団法人日本動物看護職協会の、平成 23 年には動物看護師統一認定機構（平成 28 年から一般財団法人）の設立をそれぞれ支援し、業界組織と認定制度の確立を進めてきた。今回の法案成立により、本会における 30 年以上に及ぶ検討と関係機関等に対する要請活動がようやく実を結んだ。これにより、獣医師と愛玩動物看護師の役割分担と連携によるチーム獣医療の提供の進展が大いに期待されている。

一方、獣医療法第 10 条第 1 項の規定に基づき、10 年ごとに定められる「獣医療を提供する体制の整備を図るための基本方針」（以下「基本方針」という。）については、現行基本方針の目標年度が令和 2 年度に控える中、令和 12 年度を目標年度とする次期基本方針の検討が農林水産省の獣医事審議会計画部会において進められている。この中で、獣医療広告規制の見直し等が検討されているところである。

広告規制の見直しにあたっては、飼育者の利便性の向上を第一に運用を改善し、正確な情報提供に努めることが求められる。広告しても差し支えない事項として検討すべきものの一つとして、認定・専門獣医師の標榜がある。

小動物獣医療に係る諸課題を検討する本委員会は、平成 29 年 9 月 12 日、平

成 30 年 10 月 10 日、平成 31 年 3 月 27 日の 3 回会議を開催し、①愛玩動物看護師との役割分担と連携による高度かつ専門的なチーム獣医療の提供、及び②獣医療広告規制に係る運用改善を踏まえた認定・専門獣医師制度の構築について検討した。ここに結果を報告する。

Ⅱ 愛玩動物看護師との役割分担と連携による 高度かつ専門的なチーム獣医療の提供

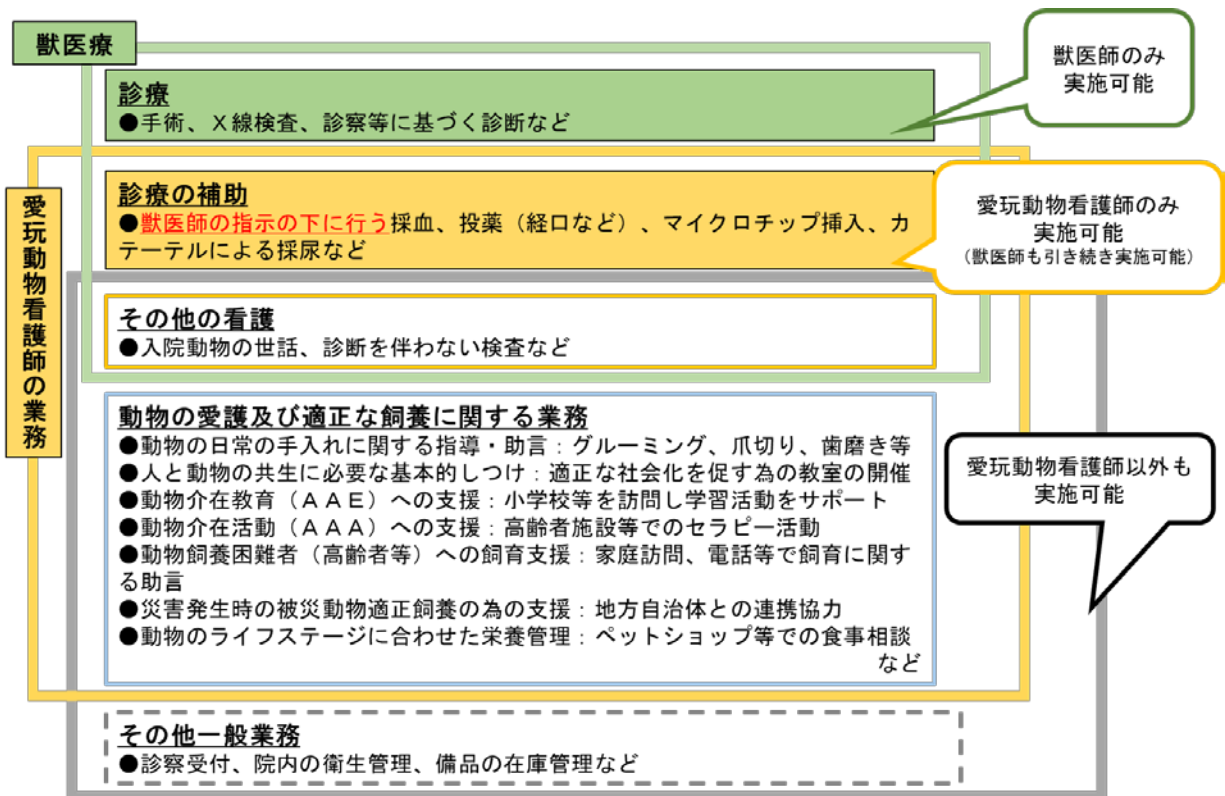
1 愛玩動物看護師との役割分担と連携によるチーム獣医療の提供

小動物診療施設において、動物看護職は獣医師が診療業務を行う上で不可欠な存在となっている。診療施設における飼育者や患者への受付対応や入院動物の世話等、その業務内容は多岐にわたっている。

現行の獣医師法においては、民間資格としての動物看護師（「認定動物看護師」等）を含む獣医師以外の者が診療行為を業務として行った場合には、それが獣医師の監視・指示の下であるか否かにかかわらず獣医師法第 17 条違反（無免許獣医業罪）となる。同時に、その指示を行った獣医師についても、無免許獣医業罪の刑法第 60 条に定める共同正犯、刑法第 61 条に定める教唆犯又は刑法第 62 条に定める幫助犯となるおそれがある。このため、採血をはじめ、マイクロチップの装着、皮下注射を含む投薬等の診療行為を動物看護職が行うことはできない。

今般成立した愛玩動物看護師法第 2 条第 2 項においては、愛玩動物看護師とは「農林水産大臣及び環境大臣の免許を受けて、愛玩動物看護師の名称を用いて、診療の補助（愛玩動物に対する診療（獣医師法第 17 条に規定する診療をいう。）の一環として行われる衛生上の危害を生ずる恐れが少ないと認められる行為であって、獣医師の指示の下に行われるものをいう。以下同じ。）及び疾病にかかり、又は負傷した愛玩動物の世話その他の愛玩動物の看護並びに愛玩動物を飼養する者その他のものに対するその愛護及び適正な使用に係る助言その他の支援を業とするものをいう。」と規定されており、獣医師の指示の下、衛生上の危害を生ずる恐れが少ない一部の診療行為を愛玩動物看護師が担うことができることとされている（図 1 参照）。

〔図 1〕 愛玩動物看護師の業務範囲の考え方（イメージ）



法の施行後には、動物病院における一連の診療業務を獣医師と愛玩動物看護師で分担することが可能となり、獣医師と愛玩動物看護師がそれぞれ専門性を生かして動物診療にあたる高度かつ専門的なチーム獣医療の実現が可能となる。これにより、診療の質の向上と効率化、飼育者へのきめ細やかなサービスの向上が期待できる。

2 愛玩動物看護師が行うことができる診療行為の範囲

愛玩動物看護師との役割分担と連携による高度かつ専門的なチーム獣医療の実現に当たり、国家資格者としての愛玩動物看護師が、獣医師の指導・監督の下で行うことができる診療行為の具体的な範囲について、①獣医師しか行えない診療行為の範囲、②国家資格者としての愛玩動物看護師が行える診療行為の範囲、③国家資格を持たない者が行える関係業務の範囲に分けて整理し、考え方を明確化する必要がある。

このことについて、日本動物看護職協会、動物看護師統一認定機構、全国動物保健看護系大学協会、全国動物教育協会及び本会により組織される認定動物

看護師地位向上推進協議会は、平成 29 年 5 月 22 日、同年 8 月 22 日、同年 11 月 29 日、平成 30 年 3 月 28 日の 4 回会議を開催し、国家資格化された後の動物看護師の診療補助業務の範囲等について協議・検討した。

この結果を受け、本委員会では、動物病院における動物看護師の診療補助業務等について、①国家資格を持たない獣医療補助者の一般業務、②国家資格を持つ愛玩動物看護師の診療補助業務、及び③獣医師による診療行為の例に整理して取りまとめた。その結果が表 1 「愛玩動物看護師の業務範囲に関する考え方及びその例示」である。

愛玩動物看護師の診療補助業務の検討にあたっては、以下の 2 点に留意した。

- (1) これまで動物看護職に許されていなかった診療行為のうち、動物に危害を加える恐れのない行為については愛玩動物看護師による診療補助を可能とする。
- (2) 現行の獣医師法の下で動物看護職が行うことができる業務は、国家資格を有しない者にあっても継続できることとする。

[表1]

愛玩動物看護師の業務範囲に関する考え方及びその例示

(認定動物看護師地位向上推進協議会における検討をもとに作成)

業務の内容	A: 獣医療補助者の一般業務 (国家資格を持たない者が、獣医師の下で 獣医師の指示・監督下で実施できる業務)	B: 愛玩動物看護師の診療補助業務 (愛玩動物看護師が獣医師の指示・監督下で 実施できる獣医療補助業務)	C: 獣医師による診療行為の例 (獣医師が行う獣医療業務)
全体業務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 獣医師及び院内スタッフとの業務連携 ・ 院内の衛生管理、環境整備 ・ 院内設備、備品等の管理 	<ul style="list-style-type: none"> [・ 医療廃棄物の管理、記録] 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 獣医療全体の管理、運営、指導
受け付け及び待合室業務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 診察受け ・ 入院動物への面会対応 ・ 定期健康診断説明・指導 ・ 栄養、療法食説明・指導 ・ しつけ、適正飼養説明・指導 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ワクチン、フィラリア予防等の説明・指導 ・ 不妊、去勢に関する説明 ・ 人と動物の共通感染症に関する説明・指導 [・ 入退院の説明] 	<ul style="list-style-type: none"> ・ トリアージ
薬室業務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医薬品、医療器具の整理、在庫管理、発注 	<ul style="list-style-type: none"> [・ 医薬品（毒物、劇薬、等）の整理、在庫管理] ・ 薬剤量の計算 ・ 注射、輸液のための薬剤準備 ・ 投薬（経口投与）の説明・指導 ・ 外用薬の使用法の説明・指導 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 薬剤等の処方、分包、調合 ・ 麻薬、麻酔薬等の処方、使用、管理
診察室・処置室業務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 身体検査（外観、等） ・ 聴診（検査）、体温測定 ・ 動物の保定 ・ 診療機器・器具の整理・管理 ・ 診療器具、検査器具の事前準備 ・ 動物の日常管理（爪切り、肛門嚢絞り等） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 問診やカルテの記載の補助 ・ 処方に基づく経口投与、外用薬の塗布、薬浴 ・ 創傷の洗浄、消毒、包帯 ・ 理学療法（リハビリテーション）の補助 ・ 歯科処置の補助 ・ 注射（皮下投与） ・ マイクロチップの装着 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 問診やカルテ記載 ・ 診察及び疾病の診断 ・ 検査結果の判断と飼い主への説明 ・ 治療方針の決定及び治療の実施 ・ 病状、治療法及び予後等の説明 ・ ワクチンの接種
入院室業務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 入院室、ケージ等の衛生管理 ・ 動物に対するエサ、水の給与 ・ 動物の状態の把握及び獣医師への連絡 ・ 動物の栄養管理 ・ 身体機能、疼痛のモニタリング及びその連絡・記録 ・ 動物看護記録の作成と実施 	<ul style="list-style-type: none"> [・ 入院動物の管理及び獣医師への連絡] ・ 輸液や投薬ラインの管理 ・ 酸素吸入ライン等の管理 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 入院動物の症状等の判断 ・ 検査、治療方針の決定 ・ 治療の実施
検査室業務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 検査材料の採取（自然便からの採便、自然排尿からの採尿等） ・ 血液一般検査、血液化学検査、簡易キットによる血清検査 ・ 尿検査 ・ 糞便検査 ・ 上記の検査結果の記録と獣医師への連絡 ・ 検査機器・器具の管理（X線装置を除く） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 静脈採血 ・ 採便 ・ カテーテル導尿による採尿の補助 ・ 体表を対象とする搔把、穿刺、生検の補助 ・ 心電図、超音波診断、X線撮影等の検査補助 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 動脈採血 ・ 体表腫瘍の搔把、体表や体内組織の穿刺、生検 ・ X線検査 ・ 造影剤の投与 ・ 超音波検査等の画像診断とその結果の説明
手術室業務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 手術室、手術台、手術器具・器材等の準備 ・ 動物の毛刈り、消毒 	<ul style="list-style-type: none"> [・ 設定された手術部位の毛刈り、消毒] [・ 動物の術前準備] ・ 気管挿管の補助 ・ 吸入麻酔器の操作補助 ・ 麻酔時におけるモニター管理と記録 ・ 手術時の器具出し [・ 術後のバイタルサインのモニタリング] [・ 疼痛の有無等のチェック] [・ 動物の状態の確認] 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 手術部位の設定及び準備の指示 ・ 鎮静薬、麻酔薬の投与及び麻酔全体の管理 ・ 手術の実施 ・ 術中の輸液、薬剤投与の管理 ・ 手術後の処置法、治療法の決定

注：「B: 愛がん動物看護師の獣医療補助業務」欄の [] で示した業務は、診療行為には該当しないが、愛がん動物看護師が実施することが望ましい業務。

3 よりよいチーム獣医療提供の実現に向けて

愛玩動物看護師が国家資格者としてチーム獣医療に貢献するためには、小動物診療現場において愛玩動物看護師が積極的に雇用され、その知識や技術を十分に発揮できる環境の整備が必要である。

このためには、小動物診療獣医師による制度への理解を深めるとともに、愛玩動物看護師養成機関等における職業倫理を含む教育の整備充実、既卒従事者に対する卒後継続教育の整備充実等の施策が必要である。さらに、本会は以下の対応に取り組む必要がある。

(1) 愛玩動物看護師の積極的雇用の促進

小動物診療獣医師に対し、国家資格者としての愛玩動物看護師の積極的な雇用を促す。

(2) 主に国家資格未取得者が勤務する小規模診療施設等における安定的な診療提供体制の維持

ア 一般財団法人認定動物看護師統一認定機構、一般社団法人日本動物看護職協会等の関係団体と連携し、法の施行後5年を期限として実施される移行措置による愛玩動物看護師国家試験の受験資格に関する情報の提供に努め、現職にある動物看護職の国家資格取得を促す。

イ 法の施行にあたり診療業務に混乱・支障をきたすことのないよう、国家資格未取得者が行うことができる業務は、現行獣医師法の下で動物看護職に許されている業務と同様の一般業務であることを農林水産省及び環境省に確認するとともに、その広報に努め、法令を遵守した獣医療提供を呼びかける。

(3) 関係団体等に対する支援の継続

日本獣医師会は、一般財団法人認定動物看護師統一認定機構、一般社団法人日本動物看護職協会における適正な事業運営の確保、業務実施体制の確立等について、積極的に支援する。

(4) 国家資格を持たない動物看護職の呼称の検討

法により名称独占が規定される愛玩動物看護師に対し、資格を持たない動物看護職の名称について、診療現場や飼育者の混乱を招かないよう検討すべきである。一般社団法人日本動物看護職協会等の関係者に検討を働きかけるとともに、本会として検討を支援する。

Ⅲ 獣医療広告規制に係る運用改善を踏まえた 認定・専門獣医師制度の構築

1 獣医療広告規制の現状

獣医療広告については、獣医療に関する広告により、獣医療について十分な専門的知識を有しない飼育動物の飼育者等（以下「飼育者等」という。）が惑わされ、不測の被害を被ること等を防止する観点から、獣医療法第17条第1項の規定に基づき、「獣医師又は診療施設の業務に関しては、その技能、療法及び経歴に関する事項を広告してはならない」とされている（巻末参考資料「獣医療に関する広告の制限及びその適正化のための監視指導に関する指針（獣医療広告ガイドライン）」を参照）。

人の医療分野においては、美容医療サービスに関する消費者トラブルの相談件数の増加等を踏まえ、消費者委員会より医療機関のウェブサイトに対する法的規制が必要である旨の建議（美容医療サービスに係るホームページ及び事前説明・同意に関する建議（消費者委員会平成27年7月7日））がなされたことを受け、平成29年6月14日付けで公布された「医療法等の一部を改正する法律」により、医療に関する広告規制の見直しが行われた。

これにより、医療機関のウェブサイトが広告規制の対象とされ、虚偽・誇大等の不適切な表示の禁止、中止・是正命令及び罰則の賦課ができるよう措置された。一方、広告等可能事項の限定を解除できる場合を設けることとし、患者が知りたい情報を得やすい仕組みとした。

現行の獣医療広告と医療広告について、項目別に広告の可否等を比較すると、獣医療広告では広告不可とされている獣医師（医師）その他医療従事者の略歴や専門性資格、手術件数や費用広告等が、医療広告では広告可とされていることがわかる（表2参照）。

インターネット上のウェブサイトによる情報収集が一般化している中、飼育者が求める情報を適切に提供する観点から、獣医療分野においても同様の規制見直しが必要とされ、農林水産省の獣医事審議会計画部会において検討が開始されたところである。

犬猫等の飼育者が動物病院を選ぶ際、提供される情報量が多いほど好ましいことは言うまでもない。特に担当獣医師の専門性に係る情報は飼育者、獣医師双方にとってより良い出会いのチャンスとなりうる。このことから、認定獣医師、専門獣医師の専門領域に関する情報について広告可とすることが期待され

[表2]

獣医療、医療広告規制対照表

～獣医療、医療広告規制の違い～

農林水産省まとめ

		獣医療広告		医療広告	
		H20.6.3公表		H19.3.30公表	
No	項目	可能/不可能	内容	可能/不可能	内容
1	獣医師(医師)その他医療従事者の略歴(勤務した診療施設・期間)	不可能		可能	・客観的事実(正否を容易に確認できるもの)のみ可能。 ・一連の履歴を総合的に記載したものに限定し、特定の経歴を特に強調することは不可能。 ・専門医・認定医等は略歴に含まない。 ・研修については、不可能。
2	獣医師(医師、その他医療従事者)の略歴(学会等の会員)	可能	・獣医療に寄与することを目的とする社団(財団)法人の会員に限定。 ・役職については、不可能。	不可能	・学会の役員については、現任・客観的事実に限り、一連の履歴としてであれば可能。
3	専門性資格(専門医、認定医、専門医療従事者)	不可能	・専門性資格を認定する仕組みが確立していない。	可能	・広告告示の基準を満たし、厚労大臣に届出を行った団体が認定する資格に限定。 ・資格名とともに認定団体名の明記が必要。
4	入院診療計画書の提供	不可能		可能	・病名、症状、推定入院期間、予定される検査・手術等の総合的な診療計画を提供する旨及び提供方法が可能。
5	保険診療(保険診療における手術、処置等の内容)	不可能	公的保険制度がない。	可能	・広告可能例:白内障の日帰り手術実施。 ・完全に治療されること、効果を推測的に述べることは不可能。 ・医薬品、医療機器が特定可能となる品名、型番等は不可能。 ・成功率、治癒率等の治療効果の説明は不可能。
6	評価療養、選定療養	不可能	評価療養、選定療養の制度がない。	可能	・内容、制度、負担費用の併記が望ましい。 ※療養全体にかかる費用のうち基礎的部分については保険給付をし、特別料金部分については全額自己負担となるため。 ※評価療養:保険給付の対象とすべきものであるか否かについて評価を行うことが必要な療養(先進医療、治験等) ※選定療養:特別の病室の提供など被保険者の選定に係る療養(特別の療養環境(差額ベッド)、時間外診療)
7	分娩(保険診療除く)	不可能		可能	・費用、出産育児一時金受領委任払いも可能。 ※帝王切開は保険診療として広告可能
8	自由診療(美容目的等)(保険診療、評価療養、選定療養と同一の検査、手術、治療)	不可能		可能	・広告可能例:顔のしみ取り、歯列矯正 ・公的医療保険が適用されないこと及び標準的な費用を併記する場合に限り広告可能(実際の標準的な窓口負担が容易にわかるように示す必要がある。別途指導料等がかかる場合はそれらを含めた総額の目安も記載する必要がある)。
9	自由診療(薬事法の承認又は認証を得た医薬品又は医療機器を用いる検査、手術、診療)	原則、不可能	・体内受精卵の採取、避妊去勢手術、予防注射の実施、フィラリア症の予防、健康診断は可能。 ・価格併記は不可能。	可能	・広告可能例:内服の医薬品によるED治療 ・薬事法の承認、認証の範囲内の治療ならば可能。 ・公的医療保険が適用されないこと及び標準的な費用を併記する場合に限り広告可能(実際の標準的な窓口負担が容易にわかるように示す必要がある)。 ・医薬品、医療機器が特定可能な事項は不可能。
10	手術件数	不可能		可能	・診療報酬点数で認められた手術、先進医療として届出された手術、薬事法の承認(認証)医療機器により、承認(認証)の範囲で実施された手術に限り可能。 ・広く住民に周知できる方法より公表する必要がある。
11	分娩件数	不可能		可能	・広く住民に周知できる方法より公表する必要がある。
12	治療結果の分析、分析結果の提供	不可能		可能	・分析結果そのものは不可能。
13	健康診断の実施	可能	費用の併記は不可能。	可能	・健康診断の種類、取り扱う人数、宿泊の有無、費用の併記も差し支えない。 ・法に基づく健康診断、公的な健康診断として実施されているものに限り可能。
14	予防接種の実施	可能	・接種回数、承認された効能効果は可能。 ・商品名、費用の併記は不可能。	可能	・対象者、接種すべき回数、費用の併記も差し支えない。 ・製品名、効果の内容は不可能。
15	治験の実施	不可能		可能	・具体的な治療効果、国内外の商品名は不可能。
16	虚偽広告	規定なし		不可能	・違反の場合、罰則付き。
17	比較広告	一部不可能	・医療機器の所有、避妊去勢手術、予防注射の実施、フィラリア症の予防、健康診断に限定。	不可能	
18	誇大広告	一部不可能	・医療機器の所有、避妊去勢手術、予防注射の実施、フィラリア症の予防、健康診断に限定。	不可能	
19	公序良俗に反する内容	規定なし		不可能	
20	費用広告	一部不可能	・費用の併記は不可能。	可能	・自由診療においては、標準的な費用を併記する場合に限り広告可能。 ・予防接種、健康診断においては併記可能。

(注)医療広告については、社会保障審議会医療部会における意見等を踏まえ、
(1)患者等が自分の病状等に合った適切な医療機関を選択することが可能となるように、
(2)患者等に対して必要な情報が正確に提供され、その選択を支援する観点から、
広告可能な内容を大幅に拡大。(平成19年4月1日施行)

るが、獣医療における専門性に係る資格制度が確立されていないことから、広告が認められないのが実情である。

獣医療法では獣医師個人の専門科名及び学位又は称号については広告制限の例外とされているものの、獣医療広告ガイドラインでは、「専門医、認定医等については、学位又は称号に含まれず、また、専門性資格に関する制度は獣医療では確立していないため、これらを広告することは認められないことに留意する必要がある。」とされている。

本委員会においては獣医療における専門性資格制度としての認定・専門獣医師制度を構築し、獣医療広告規制の運用改善によりこれを広告可とすることを念頭に検討を行った。

2 認定・専門獣医師制度の必要性

獣医療分野においては、①診療技術の高度化・多様化に対応した専門診療の提供、②一次診療と二次診療が連携したより良い獣医療の提供、③獣医師の専門分野に関する客観的な情報の提供、④獣医師卒後臨床研修の整備充実、の観点から、認定・専門獣医師制度の構築が必要である。現在は、関係する学会等がそれぞれ独自の基準で「専門医」や「認定医」を認定しているが、統一された仕組みとしての制度の構築は進展していない（図2の1を参照）。

認定・専門獣医師制度について、本会では以下のとおり検討を重ねてきた。

[認定・専門獣医師制度に関する本会等における検討の経緯]

平成13年12月	日本獣医師会が「専門医制度検討委員会」を設置して検討を開始
平成15年4月	同委員会が報告書を取りまとめ
平成15年8月	獣医師専門医・認定医に関係する主な獣医学系学術団体代表者等によって構成される「獣医専門医機構設立準備協議会」が設置され、以降3回にわたり検討（平成15年8月6日、同年9月9日、平成16年4月26日）、獣医師専門医機構設立委員会の開催を合意
平成17年7月29日	農林水産省小動物獣医療に関する検討会報告書における提言 「(社)日本獣医師会、(社)日本獣医学会等学術団体を中心となって、専門医の育成を推進していくことが望まれる。この場合、各学会や研究会が協力し、専門医の必

	要性や認定基準の妥当性を評価する仕組みについても早急に検討することが必要である。」
平成17年11月	日本獣医師会が獣医学術部会に獣医師専門医制検討委員会を設置
平成19年7月	獣医師専門医制検討委員会が報告書「獣医師専門医制のあり方―専門医制の運営と専門医機構の役割―」を取りまとめ
平成19年8月	「獣医師専門医制の取り組みについて（要請）」（平成19年8月8日付け19日獣発第137号） 農林水産省消費・安全局長あてに、獣医師専門医制の整備の方向性を「獣医療を提供する体制の整備を図るための基本方針」に位置付けることを要請

人の医療分野では専門医制が確立されており、中立的な第三者機関として一般社団法人日本専門医機構が専門分野別の研修プログラムの評価・認定を行い、評価・認定を受けた研修プログラム受講者を専門医として認定している。また、医療法施行規則及び関連告示においては、一定の基準を満たし、厚生労働大臣に届出を行った団体が認定するいわゆる専門医の資格を有する旨は広告して差し支えないとされている。（図2の〔参考〕を参照）

一方、獣医療においては、専門医制の構築が進んでおらず、獣医療法に基づく広告が極めて限定的であり、飼育者等が求める獣医師の専門性等の情報が提供されない状況が続いている。このため、日本獣医師会が中心となり、専門分野別研修プログラムの認定、認定・専門獣医師の認定等を行う制度を早急に構築し、飼育者等が期待する高度かつ専門的な獣医療の提供体制の充実を図る必要がある。

3 認定・専門獣医師制度の構築に向けた対応

獣医療分野においては、平成13年以降本件の検討を続けてきた本会が、日本獣医学会、任意の学会、獣医学系大学、及び関係団体等から組織される「公益社団法人日本獣医師会 専門獣医師協議会（仮称）」（以下「協議会」という。）を設立し、農林水産省による認定団体としての指定を受けて制度を実施することが望ましい。その仕組み案は図2の2に示すとおりである。

具体的には、現在、認定医、専門医等の認定プログラムを持つ学会等の専門分野別研修プログラム実施機関が日本獣医師会内に設置された協議会に対して

研修プログラムの評価・認定を申請し、協議会は所定の審査を経てこれを認定する。認定プログラムによる研修を受講した獣医師は、プログラムの修了を受けて協議会に認定・専門獣医師の認定を申請し、協議会が認定及び登録証の発行等を行う。

協議会の構成、役割、事務局、準備・検討事項については、以下のとおり提案する。

(1) 協議会の構成

本会、日本獣医学会他、任意の学会等で構成する。

(2) 協議会の役割

- ア 認定・専門獣医師の認定を行う専門分野の検討及び指定
- イ 専門分野別研修プログラムの評価・認定・管理
- ウ 認定・専門獣医師の認定登録及び管理（更新手続きを含む）

(3) 協議会の事務局

事務局は、公益社団法人日本獣医師会に置く。

(4) 協議会における準備・検討事項

- ア 専門獣医師認定を行う専門分野
- イ 専門分野別研修プログラムの募集・評価・認定のあり方
- ウ 申請料、会費等の扱い
- エ 制度の周知・広報

さらに、臨床技術に関する研修を獣医学系大学の附属診療施設及び農林水産大臣が指定する卒後臨床研修施設等で実施すること、及び学会・研修会等への参加実績管理を本会の持つ獣医師生涯研修システムで行うことにより、既存の仕組みの活用を促進することができる。

本構想の実現に向け、本会は農林水産省に対し、①獣医療法第 17 条における獣医療広告制限を一部緩和し、一定の基準を満たす団体が認定した認定・専門獣医師であることを広告可とすること、及び②獣医事審議会計画部会において、令和 12 年度を目標年度とする「獣医療を提供する体制の整備を図るための基本方針」に認定・専門獣医師制度の整備充実を明記することを要請する必要がある。

認定・専門獣医師制度については、今後、特別委員会等において、専門分野別研修プログラム実施機関等の関係者の参加の下での早期実現に向けた検討を求めたい。

1. 獣医療分野における専門医制の必要性とこれまでの経緯

課題

- ・ 診療技術の高度化・多様化に対応した専門診療の提供
- ・ 一次診療と二次診療が連携したより良い獣医療の提供
- ・ 獣医師の専門分野に関する客観的な情報の提供
- ・ 獣医師卒後臨床研修の整備充実



獣医療分野における
「専門医制」の構築が必要

経緯

- 平成13年12月 日本獣医師会が「専門医制度検討委員会」を設置して検討を開始
- 平成15年 4月 同委員会が報告書を取りまとめ
- 平成15年 8月 獣医師専門医・認定医に関係する主な獣医学系学術団体代表者等によって構成される「獣医専門医機構設立準備協議会」が設置され、以降3回にわたり検討（平成15年8月6日、同年9月9日、平成16年4月26日）
獣医師専門医機構設立委員会の開催を合意
- 平成17年 7月29日 農林水産省 小動物獣医療に関する検討会報告書における提言
「（社）日本獣医師会、（社）日本獣医学会等学術団体を中心となって、専門医の育成を推進していくことが望まれる。この場合、各学会や研究会が協力し、専門医の必要性や認定基準の妥当性を評価する仕組みについても早急に検討することが必要である。」
- 平成17年11月 日本獣医師会が獣医学術部会に獣医師専門医制検討委員会を設置
- 平成19年 7月 獣医師専門医制検討委員会が報告書「獣医師専門医制のあり方—専門医制の運営と専門医機構の役割—」を取りまとめ
- 平成19年 8月 8日付け 19日獣発第137号「獣医師専門医制の取り組みについて（要請）」
農林水産省消費・安全局長あてに、獣医師専門医制の整備の方向性を「獣医療を提供する体制の整備を図るための基本方針」に位置付けることを要請

現状

獣医師専門医制の構築は進展しておらず、関係学会等がそれぞれ独自の基準で「専門医」や「認定医」を認定している。

[参考] 医師養成における専門医制

1. 共通プログラム

学部教育（6年）を終了し、医師国家試験に合格した後、2年間の卒後臨床研修（必修）。

2. 領域別プログラム

各専門領域の学会ホームページから、専門研修受講者である「専攻医」の登録申請。

「専攻医」として採用された病院において、研修プログラムを受講（3年以上）。

症例数・論文等の経験と筆記試験の結果に基づき基本領域専門医として認定。

基本領域専門医の取得後、サブスペシャリティ領域専門医の取得が可能。

3. 新専門医制度（2018年～）

中立的な第三者機関として、一般社団法人日本専門医機構が専攻医の認定や研修施設の評価・認定等を実施。19の基本領域における専門医、29のサブスペシャリティ領域における専門医研修プログラムを認定。

※平成29年10月から専攻医募集。

平成30年4月から新専攻医研修開始。

一般社団法人日本専門医機構：

社団法人日本専門医制評価・認定機構が母体。

平成26年5月に（公社）日本医師会、（一社）日本医学会連合、

（一社）全国医学部長病院長会議により設立。

事務局体制は正職員7名、派遣職員6名の計13名。（平成30年9月現在）

[所在地]

東京都千代田区丸の内3-5-1 東京国際フォーラムD棟3階

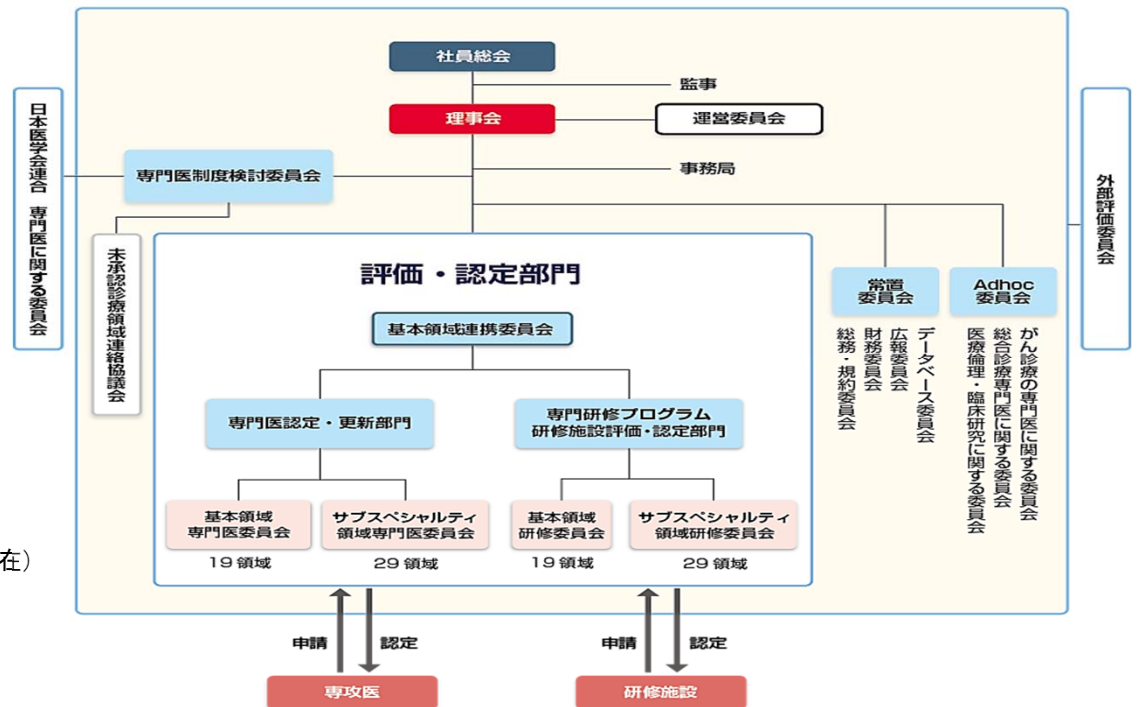
[代表者]

理事長：寺本民生（日本医学会連合 臨床・内科系理事）

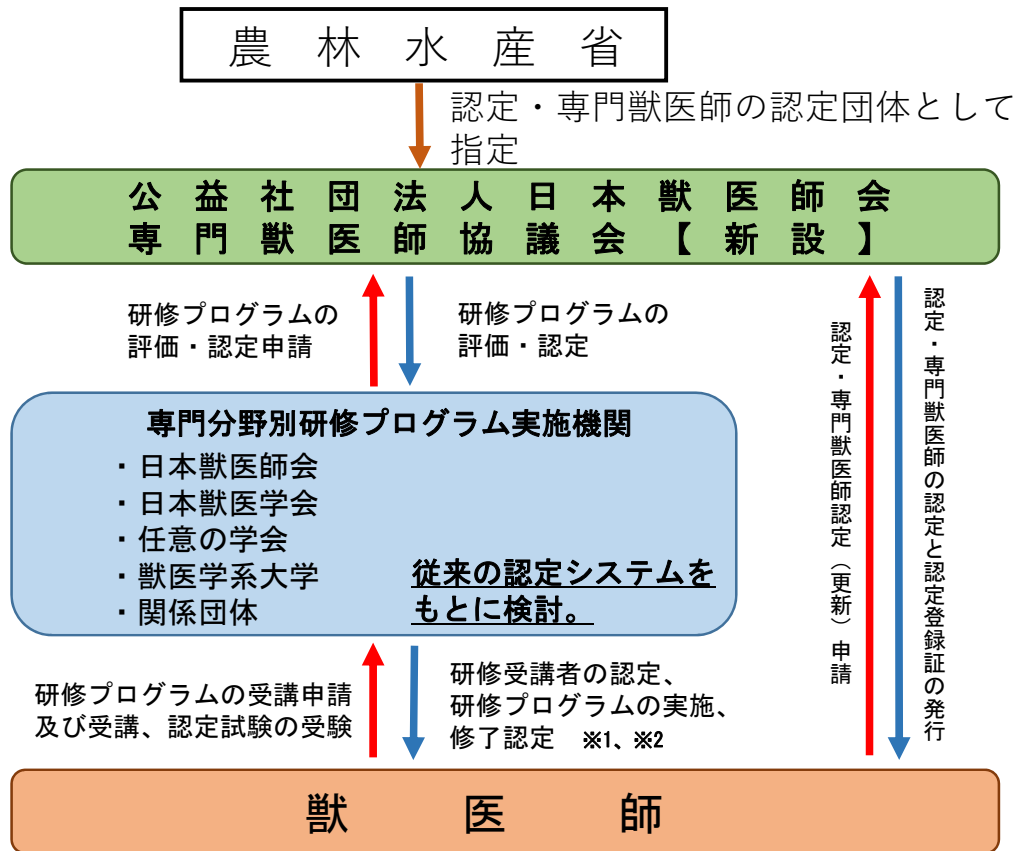
医療広告上の専門医の扱い

医療法施行規則及び関連告示においては、一定の基準を満たし、厚生労働大臣に届出を行った団体が認定するいわゆる専門医の資格を有する旨は広告して差し支えないとされている。

一般社団法人日本専門医機構組織図



2. 専門獣医師協議会の設置と認定・専門獣医師認定・登録の仕組（案）



※1：臨床診療技術に関する研修項目は、獣医学系大学の診療施設及び農林水産大臣の指定する卒後臨床研修施設で実施。
 ※2：学会・研修会等への参加実績管理は獣医師生涯研修システムを活用。

【公益社団法人日本獣医師会 専門獣医師協議会（仮称）】

- 構成
 - ①日本獣医師会、日本獣医学会、任意の学会等で構成
- 役割
 - ①認定・専門獣医師認定を行う専門分野の検討及び指定
 - ②認定・専門分野別研修プログラムの評価・認定・管理
 - ③認定・専門獣医師の認定登録及び管理（更新手続含）
- その他
 - ①事務局：公益社団法人日本獣医師会
- 準備・検討事項
 - ①認定・専門獣医師認定を行う専門分野
 - ②専門分野別研修プログラムの募集・評価・認定のあり方
 - ③申請料、会費等の扱い
 - ④制度の周知・広報

【次期基本方針の検討にあたり留意すべき事項】

- 獣医療法第17条における獣医療広告制限を一部緩和し、一定の基準を満たす団体が認定した認定・専門獣医師であることを広告可とすること
- 次期基本方針に認定・専門獣医師制度の整備充実を規定すること

Ⅳ お わ り に

診療現場では、飼育者のニーズに応える獣医療の提供が求められる。家族の一員である伴侶動物の命と健康を守るため、飼育者が動物病院又は獣医師に求めることは多岐にわたる。その中には、高度化・多様化する診療に対応したチーム獣医療が提供できるか、獣医師が対象となる疾病に詳しい専門性を有しているか、も含まれる。

本報告書に取りまとめたテーマである①愛玩動物看護師との役割分担による高度かつ専門的なチーム獣医療の提供、②獣医療広告規制に係る運用改善を踏まえた認定・専門獣医師制度の構築は、いずれもこれらの飼育者ニーズに対する回答となる。前者はようやく愛玩動物看護師法の成立をみたところであり、後者は次期「獣医療を提供する体制の整備を図るための基本方針」の策定に向けた検討が始まったところである。

本会として、獣医師及び関係者による理解醸成に努めるとともに、関係する職域別部会委員会等の連携の下で検討を進めつつ、所要の要請活動等を継続する必要がある。

獣医療に関する広告の制限及びその適正化のための監視指導に関する 指針（獣医療広告ガイドライン）

はじめに

獣医療に関する広告については、獣医療法（平成4年法律第46号。以下「法」という。）第17条第1項の規定に基づき一定の規制が行われているところであるが、今般、同条第2項の規定に基づき、その特例を定めている獣医療法施行規則（平成4年農林水産省令第44号。以下「省令」という。）第24条が改正されたことに伴い、獣医療に関する広告の制限及びその適正化のための監視指導に資するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言として本指針を策定するものである。

なお、獣医療における広告の実情を踏まえた効果的な監視指導を行うため、随時検討を行い、必要に応じて本指針の見直しを行うこととする。

1 広告制限の趣旨

獣医療に関する広告により、獣医療について十分な専門的知識を有しない飼育動物の飼育者等（以下「飼育者等」という。）が惑わされ、不測の被害を被ること等を防止する観点から法第17条第1項の規定に基づき、獣医師又は診療施設の業務に関しては、その技能、療法及び経歴に関する事項を広告してはならないこととされている。

ただし、専門科名及び学位又は称号並びに同条第2項の規定により省令で定めるものは広告制限の例外とされており、省令で定める広告が可能な事項の規定に当たっては、広告制限の趣旨を踏まえ、飼育者等に対する適切な情報提供を図る観点から、次に掲げる事項に留意しているところである。

- (1) 法令等において用語が規定されている等、その事項の概念及び範囲が明確であるもの
- (2) 法令の施行の円滑化に資するために表示する必要があるもの、又は国の施策として推進されている事項に関するもの
- (3) 社会的な混乱を招くおそれのないもの

2 省令の一部改正の概要

(1) 趣旨

近年、飼育者等の獣医療に対する関心の高まりを背景として、飼育者等から獣医師や診療施設に関する情報提供がより強く求められるようになり、従来の広告制限が飼育者等への適切な情報提供を阻害しかねない状況となっていた。こうした状況等を踏まえ、外部の有識者を委員とする「小動物獣医療に関する検討会」において、広告制限の緩和の必要性について検討を行ったところ、従来、広告が制限されてきた事項の中にも、飼育者等にとって不利益となるおそれの少ないものやむしろ有益なものがあり、広告制限の緩和を推進することが望まれるとされた。また、同時に、

- ① いずれの診療施設においても実施可能な一般的な診療行為であること
- ② 飼育者等が惑わされるおそれの少ないこと
- ③ 飼育者等にとっての情報の必要性が高いこと

を十分に勘案した上で進めることが重要であるとされたところである。

このため、同検討会からの提言を踏まえ、また、従来の広告制限に対する基本的な考え方に則して、新たに広告が可能な事項を追加することを獣医事審議会に諮問し、同審議会の答申が得られたため、省令の一部改正を行い広告制限の緩和を図ったところである。

なお、今回、新たに広告が可能とされた事項については、低価格診療等による誘引や不適切な診療による飼育動物の被害を防ぐため、比較広告や費用広告を禁止する規定を新設することとした。

(2) 改正内容

省令第24条に新たに規定された、広告制限の特例（広告しても差し支えない事項、及びその広告の方法その他の事項についての必要な制限をいう。）は次のとおりである。

- ① 省令第24条第1項に追加された広告しても差し支えない事項（広告が可能な事項）
 - ア 獣医師法（昭和24年法律第186号）第6条の獣医師名簿への登録年月日をもって同法第3条の規定による免許を受けていること及び省令第1条第1項第4号の開設の年月日をもって診療施設を開設していること。
 - イ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「医薬品医療機器等法」という。）第2条第4項に規定する医療機器（以下単に「医療機器」という。）を所有していること。
 - ウ 犬又は猫の生殖を不能にする手術（以下「避妊去勢手術」という。）を行うこと。
 - エ 狂犬病その他の動物の疾病の予防注射（以下単に「予防注射」という。）を行うこと。
 - オ 医薬品医療機器等法第2条第1項に規定する医薬品であって、動物のために使用されることが目的とされているものによる犬糸状虫症の予防措置（以下「フィラリア症の予防」という。）を行うこと。
 - カ 飼育動物の健康診断を行うこと。
 - キ 獣医療に関する技術の向上及び獣医事に関する学術研究に寄与することを目的として設立された一般社団法人又は一般財団法人の会員であること。
 - ク 獣医師法第16条の2第1項に規定する農林水産大臣の指定する診療施設であること。

- ② 省令第24条第2項として新設された広告の方法その他の事項についての必要な制限
- ア ①のイからカまでに掲げる事項を広告する場合にあっては、提供される獣医療の内容が他の獣医師又は診療施設と比較して優良である旨を広告してはならないこと。
 - イ ①のイからカまでに掲げる事項を広告する場合にあっては、提供される獣医療の内容に関して誇大な広告を行ってはならないこと。
 - ウ ①のウからカまでに掲げる事項を広告する場合にあっては、提供される獣医療に要する費用を併記してはならないこと。

3 広告制限の対象範囲

(1) 広告の定義

- ① 広告とは、随時に又は継続してある事項を広く知らしめるものであり、次のアからウまでの全ての要件に該当すると飼育者等が認識できる場合には、法第17条の規定による広告制限の適用を受ける広告に該当するものである。
- ア 誘引性：飼育者等を誘引する意図があること
 - イ 特定性：獣医師の氏名又は診療施設の名称が特定可能であること
 - ウ 認知性：一般人が認知できる状態にあること

- ② 広告制限の対象となることを避ける意図をもって、例えば、「これは広告ではありません。」、「これは取材に基づく記事であり、飼育者等を誘引するものではありません。」との表現を行う者がいることが予想される。しかしながら、診療施設の名称が記載されている、診療施設の名称がなくとも住所や電話番号等から診療施設が特定可能であるなど、実質的に①に掲げたアからウまでの要件を全て満たす場合には、広告に該当するものとして取り扱う。

また、新しい治療法等に関する書籍等に「当該治療法に関するお問い合わせは、〇〇研究会へ」等と掲載されている場合のように、当該書籍等では直接には、診療施設が特定されない場合であって「当該書籍は純然たる出版物であって広告ではない」等として、広告の制限の対象となることを回避しようとする場合もある。このような場合であっても、連絡先が記載されている「〇〇研究会」に問い合わせると特定の診療施設（複数の場合も含む。）をあっせん等していることが認められる場合であって、当該診療施設が別の個人や団体を介在させることにより、広告制限の対象となることを回避しようとしていると認められる場合には、これらは、いわゆるタイアップ本やバイブル本と呼ばれる書籍や記事風広告と呼ばれるものとして、実質的には、①のアからウまでに示した要件に該当し、広告として取り扱うことが適当な場合があるので十分な注意が必要である。

- ③ 広告については、直接的に表現しているものだけでなく、関連する情報物を全体でみた場合に、暗示的又は間接的に広告であると一般人が認識し得るものも含まれる。例えばキャッチフレーズ、写真、イラスト、新聞・雑誌の記事の引用、伏字や暗示的表現等であっても①のアからウまでの全ての要件に該当する場合は、広告に該当する。

(2) 獣医療に関する広告制限の対象者

法第17条では「何人も獣医師（獣医師以外の往診診療者等を含む。）又は診療施設の業務に関して、その技能、療法又は経歴に関する事項を広告してはならない。」とされており、獣医師のみならず、獣医師以外の関係者が広告を行う場合であっても広告制限の対象者とされる。

なお、広告依頼者から依頼を受けて、広告を企画・制作する広告代理店や広告を掲載する新聞、雑誌、テレビ、出版等の業務に携わる者は、広告依頼者の責任により作成された広告の掲載、放送等を行うため、広告制限の対象者とはならないが、法や本指針に違反することが予見されているにもかかわらず広告した場合には、広告依頼者とともに法や本指針による指導等の対象となり得る。

(3) 獣医療に関する広告を行う者の責務

獣医師又は診療施設の業務に関して、その技能、療法又は経歴に関する事項の広告を行う者は、その責務として、飼育者等が広告内容を適切に理解し、飼育動物の治療等の選択に資するよう、客観的で正確な情報の伝達を行わなければならない。当然にして、その広告は飼育者等を惑わし、あるいは不測の事態を被らせるような内容であってはならない。

なお、広告とみなされないものについても、適切な獣医療を提供する観点から、当事者の責任により飼育者等に正確な情報の伝達を行うことは、社会通念上、当然の責務である。

(4) 具体的事例

- ① その情報の伝達方法・媒体等から見て、通常、広告に該当すると考えられる例は以下のとおり。

テレビCM、ラジオCM、新聞広告、雑誌広告、看板、ポスター、チラシ、ダイレクトメール（ハガキ等）、インターネットの広告サイト（バナー広告も含む。）等

- ② 通常、広告とはみなされないものの例は以下のとおり。

ア 学術論文、学術発表等

学会・専門誌等で発表される学術論文、ポスター、講演等は、社会通念上、広告と見なされることはない。これらは、(1)の①に掲げたアからウまでの要件のうち、アの「誘引性」を通常は有さないため、原則

として、広告とはみなされない。

イ 新聞、雑誌等の記事

新聞、雑誌等の記事は、「誘引性」を通常は有さないため、本指針上も原則として、広告とみなさないものとするが、飼育者等を誘引するいわゆる記事風広告は、広告とみなす。

ウ 体験談、手記等

飼育者等からの伝聞により、実際の体験に基づいて、例えば、いわゆる口コミ等で評判を広める場合には、個人が特定の診療施設を推薦したにすぎず、「誘引性」を有さないため広告とはみなされない。

ただし、当該診療施設が個人の体験談、手記等を利用しパンフレット等に掲載した場合は、「誘引性」を有するものとして扱うことが適当である。

エ 診療施設内掲示、診療施設内で配布するパンフレット等

診療施設内掲示、診療施設内で配布するパンフレット等はその情報の受け手が、受診動物の飼育者等に限定されるため、(1)の①に掲げたアからウまでの要件のうち、ウの「認知性」の要件に該当するものではなく、情報提供や広報と解される。

ただし、診療施設の外から容易に見ることができるなど、その情報の受け手が限定されない場合は「認知性」を有するものとして扱うことが適当である。

オ 飼育者等からの申出に応じて送付するパンフレット、電子メール等

飼育者等からの申出に応じて送付するパンフレット、電子メール等は、「認知性」の要件に該当するものではなく、診療施設に関する情報や当該診療施設での治療法等に関する情報を入手しようと希望する特定の者に向けた情報提供や広報と解されるため、広告とはみなされない。

ただし、希望していない者に送付されるパンフレット、ダイレクトメール等については、「認知性」を有するものとして扱う。

カ 診療施設の職員募集に関する広告

診療施設の職員の採用を目的としたいわゆる求人広告は、診療施設の名称や連絡先等が記載されているが、飼育者等を誘引するものではないことから、「誘引性」を通常は有さない。そのため、原則として広告とはみなされない。

キ インターネット上のホームページ

インターネット上の診療施設のホームページは、当該施設の情報を得ようとの目的を有する者が、URLを入力したり、検索サイトで検索した上で、閲覧するものであり、「誘引性」を通常は有さないため、原則として獣医療法上の広告とはみなされない。

しかしながら、インターネット上のバナー広告、あるいは検索サイト上で、例えば「癌治療」を検索文字として検索した際に、スポンサーとして表示されるものや広告サイトで表示されるものなど、実質的に

(1) の①のアからウまでの全ての要件に該当する場合には、広告とみなす。

ク 行政機関の公報又はポスター

地方公共団体等の行政の施策推進のために作成されたもの（行政機関から施策の公報を委任された者により作成されたものを含む。）は、特定の獣医師又は診療施設へ飼養者等を誘引するものではないことから広告とはみなされない。

4 広告が制限されている事項

(1) 法に基づく制限事項

法第17条第1項では、何人も、獣医師（獣医師以外の往診診療者等を含む。）又は診療施設の業務に関しては、①獣医師又は診療施設の専門科名、②獣医師の学位又は称号を除き、その技能、療法又は経歴に関する事項を広告してはならないこととされている。

なお、技能又は療法とは獣医師が行う診療に関する獣医学的判断や技術に関する能力又は治療方法をいう。

(2) 省令に基づく制限事項

法第17条第2項では、(1)の制限にかかわらず、技能、療法又は経歴に関する事項のうち省令で定めるものは、広告できるとされているが、これらの広告可能な事項についても、省令で定めるところにより、その広告の方法その他の事項について以下の制限がなされている。

① 他の診療施設と比較して優良である旨の広告（比較広告）

省令第24条第2項第1号に規定する「提供される獣医療の内容が他の獣医師又は診療施設と比較して優良である旨」の広告とは、提供される獣医療の内容について、特定又は不特定の他の診療施設等と自ら（複数の場合を含む。）の診療施設等を比較の対象とし、自らが他よりも優良である旨を広告することを意味するものである。

今回、広告可能とされた事項のうち、医療機器を所有していること、避妊去勢手術を行うこと、予防注射を行うこと、フィラリア症の予防を行うこと及び飼育動物の健康診断を行うことに関しては、比較広告を行うことはできないこととされている。

(例) ・どこの動物病院よりも安全に手術を行います。

→ 他の動物病院より優良であるかのように認識されるおそれがあり、比較広告に該当する。

・〇〇さん（著名人）の猫ちゃんも当院の健康診断を受けています。

→ 著名人を広告に出すことで、他の診療施設より優良であるかのように認識されるおそれがあり、比較広告に該当する。

② 誇大広告

省令第24条第2項第2号に規定する「提供される獣医療の内容に関して誇大な広告」とは、提供する獣医療の内容について、著しく事実に相違する、又は必ずしも虚偽ではないが、事実を不当に誇張して表現していたり、飼育者等を誤認させる広告を意味するものである。

なお、客観的に事実であると認めるに足る根拠のない内容についての広告は、飼育者等を誤認させる広告として扱うものとする。

今回、広告可能とされた事項のうち、医療機器を所有していること、避妊去勢手術を行うこと、予防注射を行うこと、フィラリア症の予防を行うこと及び飼育動物の健康診断を行うことに関しては、誇大広告を行うことはできないこととされている。

(例) ・効果抜群のワクチンを接種します。

→ 何を根拠に効果抜群であるか不明であり、誇大広告に該当する。

・ワンちゃんの去勢手術も往診します。

→ 通常、往診では犬の去勢手術はできないため、誇大広告に該当する。また往診のみによって診療の業務を行っている場合は、「手術」を広告することは原則、誇大広告に該当する。

・当院で行う避妊手術は比較的安全な手術です。

→ 何と比較して安全であるか不明であり、客観的な事実と証明できない事項に該当する。

③ 費用（料金）の広告

省令第24条第2項第3号に規定する「提供される獣医療に要する費用」とは、診療等の対価として必要な金銭であり、技能又は療法と併せて費用を広告することは、低価格競争による獣医療の質の低下を招き、社会の混乱を招くおそれが懸念されることから認められない。「より安価な」、「低価格で」、「料金は相談に応じます。」等の抽象的な表現であっても、通常同様の懸念があることから、その広告は制限されることとなる。

なお、「費用については、電話で確認してください。」などの表現は、直ちに低価格を推測させるものではないことから、費用の広告とはみなされない。

今回、広告可能とされた事項のうち、避妊去勢手術を行うこと、予防注射を行うこと、フィラリア症の予防を行うこと及び飼育動物の健康診断を行うことに関しては、併せて費用を広告することはできないこととされている。

(例) ・どこよりも安くフィラリア症の予防を行います。

→ 「安く」は費用の広告に該当する。なお、「どこよりも」は同時に比較広告に該当する。

(3) 他法令に基づく規制

法に基づく制限のほか、獣医療に関する広告の規制については、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号。以下「景品表示法」という。）、医薬品医療機器等法等に基づくものがあり、これら他法令に違反する広告は、当該法令に基づく指導、処分等の対象となり得るものである。したがって他法令に抵触する広告を行わないことは当然として、他法令に関する広告ガイドラインも遵守する必要がある。景品表示法及び医薬品医療機器等法の広告制限の概略は以下のとおりである。

なお、これらの広告に関する規定は、重疊的に適用され得るものであるので、他法令に違反するとの理由や他法令に基づく処分を受けるとの理由で、法の広告違反が免責されることはない。

① 景品表示法

景品表示法は、第4条第1項の規定に基づき、不当な表示の禁止を定めており、「商品又は役務の品質、規格その他の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示し、又は事実と相違して当該事業者と競争関係にある他の事業者に係るものよりも著しく優良であると示すことにより、不当に顧客を誘引し、公正な競争を阻害するおそれがあると認められる表示」を禁止している（同項第1号）。このため、実際のものよりも著しく優良である及び公正な競争を阻害するおそれがあると認められる場合等には、法第17条の制限の適用の可否にかかわらず景品表示法に違反する可能性がある。

とりわけ法第17条第2項後段の規定による省令第24条第2項第2号の違反となる誇大広告については、同時に景品表示法に違反する可能性が非常に高いものである。

② 医薬品医療機器等法

医薬品医療機器等法は「何人も、医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器又は再生医療等製品の名称、製造方法、効能、効果又は性能に関して、明示的であると暗示的であるとを問わず、虚偽又は誇大な記事を広告し、記述し、又は流布してはならない。」（医薬品医療機器等法第66条第1項）、「医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器又は再生医療等製品の効能、効果又は性能について、医師その他の者がこれを保証したものと誤解されるおそれがある記事を広告し、記述し、又は流布することは、前項に該当するものとする。」（同条第2項）、「何人も、第14条第1項、第23条の2の5第1項、第23条の2の23第1項又は第23条の25第1項に規定する医薬品、医療機器又は再生医療等製品であって、まだ第14条第1項、第19条の2第1項、第23条の2の5第1項、第23条の2の17第1項、第23条の25第1項若しくは第23条の37第1項の承認又は第23条の2の23第1項の認証を受けていないものについて、そ

の名称、製造方法、効能、効果又は性能に関する広告をしてはならない。」(医薬品医療機器等法第68条)とされ、医薬品、医療機器及び再生医療等製品(動物用医薬品、動物用医療機器及び動物用再生医療等製品を含む。以下同じ。)の虚偽・誇大広告、承認前の医薬品、医療機器及び再生医療等製品の広告を禁止している。

(4) その他

獣医療に関する広告は、飼育者等が広告内容を適切に理解し、治療等の選択に資するよう、客観的で正確な情報の伝達に努めなければならないものであることから、獣医療の内容や診療施設について品位を損ねる、あるいはそのおそれがある広告は、獣医療に関する広告として適切ではなく、厳に慎むべきものである。例えば、処方できる医薬品の最大量を広告(「1年分処方します。」など)することは、獣医療の内容が疑われるだけでなく、販売広告にも等しいため許されることではない。

5 広告可能な事項

(1) 法及び省令により規定された広告可能な事項

① 法第17条第1項第1号関係

技能又は療法に関する事項のうち「獣医師又は診療施設の専門科名」は広告が認められている。「専門科名」とは、獣医師が診療を担当している診療科名をいう。具体的には大学の講座名にある等一般に広く認められているもの、診療対象動物名を示すものがある。例としては以下に挙げるものが該当する。

ア 専門分野を示す科名

内科、呼吸器科、消化器科、循環器科、アレルギー科、寄生虫科、外科、整形外科、泌尿器科、繁殖科(産科、臨床繁殖科)、放射線科(臨床放射線科)、腫瘍科、画像診断科、皮膚科、耳鼻科、眼科、歯科等

イ 対象動物を示す科名

大動物専門科、牛専門科、豚専門科、馬専門科、鶏専門科、犬・猫専門科、小鳥専門科、エキゾチックアニマル専門科、うさぎ専門科、ハムスター専門科、フェレット専門科、は虫類専門科等

② 法第17条第1項第2号関係

経歴に関する事項のうち「獣医師の学位又は称号」は広告が認められている。本条において「学位」とは大学、独立行政法人大学評価・学位授与機構又は旧学位令により授与される獣医学士、獣医学修士、農学博士、獣医学博士、博士(獣医学)等をいい、「称号」とは獣医師法附則第19条に規定する「新制獣医師」等をいう。

なお、専門医、認定医等については、学位又は称号に含まれず、また、専門性資格に関する制度は獣医療では確立していないため、これらを広告することは認められないことに留意する必要がある。

③ 法第17条第2項前段関係（広告しても差し支えないものとして省令で定めるもの）

技能、療法又は経歴に関する事項のうち、省令で定めるものは法第17条第1項の規定にかかわらず広告することができる。この場合、4の(2)のとおり広告の方法その他の事項について制限を受ける。

ア 省令第24条第1項第1号関係

技能、療法又は経歴に関する事項である「獣医師法第6条の獣医師名簿への登録年月日をもって同法第3条の規定による免許を受けていること及び省令第1条第1項第4号の開設の年月日をもって診療施設を開設していること」とは、獣医師免許が与えられた年月日及び診療施設開設者が診療施設を開設した年月日（いわゆる開業日）をいう。

なお、獣医師は、獣医師免許を受けることにより獣医師としての技能を發揮し、かつ診療等を行うことができることとなるため、同号の規定は単に経歴のみではなく技能又は療法に関する内容も含むものとして扱っている。

イ 省令第24条第1項第2号関係

本号に規定する「医療機器」とは、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（昭和36年政令第11号）別表第1の医療機器をいう。

「医療機器を所有していること」について広告を行う場合にあっては、医薬品医療機器等法第66条の規定（誇大広告等）及び同法第68条の規定（承認前の医療機器の広告の禁止）に基づき、当該医療機器が特定可能となる事項等（販売名、型式番号等）について広告することは認められない。ただし、当該医療機器が特定されないような一般的な名称（例えばエックス線撮影装置、X線CT装置（CT）、超音波画像診断装置、磁気共鳴画像診断装置（MRI）等）及びそれらの導入台数、導入年等について広告することは可能である。

なお、医療機器は、それを使用して行われる技能又は療法を連想させる（例えば、エックス線撮影装置は、技能又は療法であるレントゲン検査を連想させる。）ため、従来はこれを所有していることも広告制限の対象としてきたところであるが、今回の広告制限の特例の拡大により「医療機器を所有していること」に限って広告が認められることになった。

広告が可能な例及び不可能な例は、以下に掲げるとおりである。

(例) **広告可**

- ・〇〇動物病院腫瘍科においてMRIを導入しました。
→ 技能、療法を直接広告しているわけではないので広告可。
- ・動物用として承認されているX線CT装置の写真の掲載（ただ

し、当該C Tが特定可能となる販売名や型式番号が明示されているものは広告不可。)

広告不可

- ・MRIによる腫瘍診断を実施しています。
→ 腫瘍診断は技能、療法に該当するので広告不可。
- ・動物用として未承認のX線C T装置の写真の掲載

ウ 省令第24条第1項第3号関係

技能又は療法に関する事項のうち「家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第3条の3第2項第4号に規定する家畜体内受精卵の採取を行うこと」とは、雌牛から体内受精卵移植の用に供する受精卵を採取することであり、例えば「供卵牛に多排卵処理後、人工授精を実施し受精卵を採取します。」といった施術内容についても広告が可能である。

なお、家畜改良増殖法上、家畜体内受精卵移植に係る家畜については、牛以外の家畜は定義されておらず、例えば豚を対象に家畜体内受精卵の採取を行うことを広告することはできない。

エ 省令第24条第1項第4号関係

技能又は療法に関する事項のうち「避妊去勢手術を行うこと」とは、犬又は猫の避妊去勢手術を行うことをいう。犬又は猫以外の動物の避妊去勢手術を行うことを広告することはできない。

なお、以下の例のとおり、避妊去勢手術の術式等について広告することは可能である。

(例) **広告可**

- ・当院では犬及び猫の卵巣子宮の全部摘出による避妊手術を行っています。

広告不可

- ・インプラントの皮下への埋め込みによる避妊をお勧めしていません。
→ 生殖を「不能」にする手術ではないので広告不可。
- ・去勢手術 犬10,000円、猫15,000円で受付中。
→ 費用を併記しているため、広告不可。

オ 省令第24条第1項第5号関係

技能又は療法に関する事項のうち「予防注射を行うこと」とは、ワクチンを使用して予防注射を行うことをいう。この場合、医薬品医療機器等法で承認された事項（対象動物、効能効果等）、接種すべき回数についても、併せて広告することは可能であるが、医薬品医療機器等法の広告制限の趣旨からワクチンが特定可能となる販売名等を広告することは認められない。

(例) **広告可**

- ・犬猫に狂犬病の予防注射を実施しています。
- ・犬の混合ワクチン扱っています（ジステンパー、パルボウイルス

ス感染症、〇〇病を予防することができます)。

広告不可

- ・犬にパルボウイルス感染症が大流行しています。感染すると死に至ります。当院ではパルボウイルスに対するワクチンを常時実施しています。
 - パルボウイルス感染症が流行しているか、客観的に判断できず、また飼育者等の不安を煽る誇大広告に該当するため、広告不可。
- ・狂犬病予防注射、1回9,000円
 - 費用を併記しているため、広告不可。
- ・ハムスターにも〇〇病のワクチンがあります。
 - ハムスターを対象とするワクチンは医薬品医療機器等法上承認されていないため、広告不可。

カ 省令第24条第1項第6号関係

技能又は療法に関する事項のうち「フィラリア症の予防を行うこと」とは、犬糸状虫症の予防薬を使用して予防措置を行うことをいう。この場合、医薬品医療機器等法で承認された事項（対象動物、効能効果等）についても、併せて広告することは可能であるが、医薬品医療機器等法の広告制限の趣旨から予防薬が特定可能となる販売名等を広告することは認められない。

(例) 広告可

- ・月1回の経口投与でフィラリア症が予防できます。
- ・当院では注射によるフィラリア症の予防を行っています。

広告不可

- ・フィラリア症の予防と同時に犬回虫を駆除します。
 - 犬糸状虫症の予防薬には犬回虫等の駆除が効能効果として認められているものがあるが、犬回虫等の駆除を行うことは、「フィラリア症の予防を行うこと」から逸脱するため、広告不可。
- ・フィラリア症の予防薬投与、1回3,000円
 - 費用を併記しているため、広告不可。

キ 省令第24条第1項第7号関係

技能又は療法に関する事項のうち「飼育動物の健康診断を行うこと」とは、獣医師が行う疾病の診断・治療を目的とした通常の診療とは別に、その有する獣医学的知識を用いて健康診断を行うことを意味するものであり、飼育動物の種類、実施する検査の種類を併せて広告することも可能である。

具体的には「身体検査」、「血液一般検査」、「尿検査」、「糞便検査」、「エックス線撮影」、「超音波診断検査」等、付記することも差し支えなく、実施日又は実施時間等を併せて示すことも可能である。

ただし、現時点で獣医学的又は社会的に様々な見解があり、広く定着していると認められない検査については、広告することは認められない。

(例) **広告可**

- ・当院では犬の健康診断をお勧めしています。「身体検査」「血液一般検査」「尿検査」「糞便検査」を行う半日コースと、「エックス線撮影」「超音波診断検査」を追加した1日コースがあります。

広告不可

- ・当院では犬の健康診断をお勧めしています。
基本料金は20,000円です。またワンちゃんの実年齢測定も追加できます。
→ 費用は広告不可。また実年齢測定は獣医学的に広く定着していると認められた検査ではないため広告不可。

ク 省令第24条第1項第8号関係

経歴に関する事項のうち「家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第53条第3項に規定する家畜防疫員であること」とは、都道府県知事が当該都道府県の職員（臨時雇用を含む。）で獣医師であるものの中から任命した家畜防疫員であることをいう。

ケ 省令第24条第1項第9号関係

経歴に関する事項のうち「家畜伝染病予防法第62条の2第2項に規定する家畜の伝染性疾病の予防のための自主的措置を実施することを目的として設立された一般社団法人又は一般財団法人から当該措置に係る診療を行うことにつき委託を受けていること」とは、具体的には社団法人都道府県家畜畜産物衛生指導協会等の指定獣医師であることをいう。

コ 省令第24条第1項第10号関係

経歴に関する事項のうち「獣医療に関する技術の向上及び獣医事に関する学術研究に寄与することを目的として設立された一般社団法人又は一般財団法人の会員であること」とは、具体的には社団法人日本獣医師会、各都道府県又は政令市の社団法人である獣医師会（以下「地方獣医師会」という。）、社団法人日本獣医学会、社団法人日本動物病院福祉協会又は財団法人鳥取県動物臨床医学研究所等の会員であることをいう。

なお「会長」等の役職についてまで広告することは、認められていない。

サ 省令第24条第1項第11号関係

経歴に関する事項のうち「獣医師法第16条の2第1項に規定する農林水産大臣の指定する診療施設であること」とは、牛、豚等の産業動物又は犬、猫等の小動物の診療業務に関する農林水産大臣指定の臨床研修診療施設であることをいう。

シ 省令第24条第1項第12号関係

経歴に関する事項のうち「農業災害補償法（昭和22年法律第185号）第12条第3項に規定する組合等（以下「組合等」という。）若しくは農業共済組合連合会から同法第96条の2第1項（同法第132条第1項において準用する場合を含む。）に規定する施設として診療を行うことにつき委託を受けていること又は組合員等（同法第12条第1項に規定する組合員等をいう。）の委託を受けて共済金の支払を受けることができる旨の契約を組合等と締結していること」とは、農業共済組合若しくは共済事業を行う市町村（以下「組合等」という。）若しくは農業共済組合連合会の嘱託獣医師又は当該組合等の指定獣医師であることをいう。

(2) 獣医師又は診療施設の業務に関して、その技能、療法又は経歴に係わらない事項

従来より獣医師又は診療施設の業務に関して、その技能、療法又は経歴に関する事項以外の事項であることから広告可能と認められていた事項については、今回の広告制限の改正後においても、引き続き広告は可能である。

(例)

- ・ 診療施設の開設予定日
- ・ 診療施設の名称、住所及び電話番号
- ・ 勤務する獣医師の氏名
- ・ 診療日、診療時間及び予約診療が可能である旨
- ・ 休日又は夜間の診療若しくは往診の実施
- ・ 診療費用の支払い方法（クレジットカードの使用の可否等）
- ・ 入院施設の有無、病床数その他施設に関すること
- ・ 診療施設の人員配置
- ・ 駐車場の有無、駐車台数及び駐車料金
- ・ 動物医療保険取扱代理店又は動物医療保険取扱病院である旨
- ・ ペットホテルを付属していること、トリミングを行っていること、しつけ教室を開催していること等

6 広告の監視指導

(1) 監視指導体制の整備

- ① 獣医療に関する広告に対する監視指導については、各都道府県において地域の獣医療の実情を踏まえ、適切に行うべきものである。この場合、獣医療に関する法令及び診療施設の管理について相当の知識が求められることから、家畜保健衛生所の獣医職員等を検査員（法第8条第1項の規定による検査をする職権を有する職員をいう。以下同じ。）とし、当該検査員を活用して、7の苦情相談に対応するなど、適切な体制を整備するべきである。

- ② 農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課（以下「畜水産安全管理課」という。）は、都道府県と連携して獣医療に関する広告の違反又は違反が疑われる事案の収集を行い、全国的に効果的な監視指導が実施されるよう、都道府県に情報提供を行う。

(2) 都道府県における違反事案等に対する指導及び報告手順

各都道府県における広告制限の違反に対する指導手順等については、次のとおりとする。また、当該指導手順等によりがたい事案があった場合には、その都度、畜水産安全管理課に相談することが望ましい。

なお、本指導手順等は、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第239条の規定により告発を行う場合等、都道府県の判断による対応を制限するものではない。

- ① 都道府県の検査員は、定期的に診療施設を巡回するなど、獣医療に関する広告の有無及び広告内容の確認を行う。
- また、地方獣医師会等の関係機関と緊密な連携をとり、違反の情報の把握に努める。
- ② 違法性が疑われる広告等について相談や問い合わせがあった場合には、広告に該当するか否か、獣医師又は診療施設の技能、療法又は経歴に関する内容か否か等、違法性の判断に必要な内容の把握に努める。
- ③ 広告に該当するか否か判断できない物や法に違反しているかどうか判別できない広告については、その内容について、別紙様式第1号により、都道府県から畜水産安全管理課あてに照会する。
- ④ 法第17条の規定に違反する又は違反が疑われる広告については、原則、任意の調査として、当該広告に記載された獣医師又は診療施設等当該広告を行ったと考えられる者に対して、説明を求めるなど必要な調査を行う。
- 任意の調査に応じない場合、任意での説明や提出される書類に疑義がある場合その他必要な場合には法第8条の規定に基づき、都道府県知事は、当該広告を行う者に対し、必要な報告を命じ、又は診療施設に立ち入り、業務の状況、当該広告に関する文書（広告物そのもの、作成段階の案その他当該広告の内容が正確であるかを確認するために必要な書類等）等を検査する（以下「立入検査」という。）。
- ⑤ 当該広告を行う者（法人の場合は、その主たる事務所。以下同じ。）が自らの都道府県に存在しない場合については、自らの管轄区域内に存在する事業所等に対する立入検査等必要な調査を行った上で、当該広告、その内容の根拠に関する資料等を添えて、当該広告を行う者が存在する都道府

県あてに速やかに連絡するようお願いする。また、この場合には、関係する都道府県間において、⑥の指導について十分に調整されたい。

なお、必要に応じ、畜水産安全管理課にも調査内容等について報告することが望ましい。

- ⑥ 任意の調査、立入検査等により、当該広告の違法性を確認した場合には、当該広告を行う者が存在する都道府県は、その法第17条の規定に違反することが確認された広告（以下「違反広告」という。）を行う者に対し、書面等（指導文書等）により広告の中止や広告の内容を是正することを指導し、さらに必要に応じて違反広告の回収、廃棄等を指導する。

併せて、必要な場合に応じて、広告代理店、出版社、新聞社、放送局等の広告を作成した者や広告を掲載した者に対しても任意での調査や指導を行うことが望ましい。

- ⑦ ⑥の結果については、別紙様式第2号により、当該広告を行った者が存在する都道府県から畜水産安全管理課あてに速やかに報告する。

- ⑧ ⑥の指導によっても改善措置が講じられない場合又は広告内容が悪質な違反事案である場合は、都道府県は違反広告による被害の拡大を防止するため、「獣医療に関する違反広告者の氏名等の公表に関する指針」（別添2）に基づき対応する。

なお、次の例のように、「虚偽により広告者の優位性をアピールするもの」、「いたずらに飼育者等の不安を煽るもの」等については悪質な違反事案として扱う。

（例）

- ・ 最近、原因不明の伝染病が流行っています。当院は日本で唯一その予防法を発見しました。あなたの大事なペットを助けられるのは当院だけです。
- ・ 当院では健康診断を実施しています。どんな病気もすぐにわかります。ワンちゃんの病気はあなたの責任です。

- ⑨ 広告を行う者が⑧の措置によってもなお違反広告を中止しない場合は、違反広告を行う者（法人の場合は、その主たる事務所）が存在する都道府県は刑事訴訟法に基づき広告を行った者を告発する。告発に際しては畜水産安全管理課と十分に連携することが望ましい。

なお、罰則については法第20条第2号の規定により、法第17条第1項の規定に違反した者は、50万円以下の罰金に処することとされている。すなわち、以下の者には罰則が適用され、また、違反広告を行う者が獣医師である場合には、獣医師法第8条の規定に基づき免許の取消し又は業務の停止の行政処分の対象となり得る。

ア 獣医師又は診療施設の専門科名、獣医師の学位又は称号及び法第17条第2項前段の広告しても差し支えないものとして農林水産省令で定めるもの以外の事項であって、獣医師又は診療施設の業務に関する技能、療法又は経歴に関する事項を広告した者

イ 法第17条第2項前段の広告しても差し支えないものとして農林水産省令で定めるものを広告する場合であって、同項後段に定める広告の方法その他の事項についての必要な制限に反した者

(3) 農林水産省における指導等

① 違反広告を行う者、その診療施設等が複数の都道府県に及ぶ場合等広範な事案であって、都道府県間での連携による対応が困難と判断される場合には、違反広告を行う者に対し畜水産安全管理課が指導を行う。

② 畜水産安全管理課による指導の結果、改善を行う旨、違反広告を行う者から報告があった場合には、関係する都道府県にその旨連絡するので、当該都道府県は立入検査等を行うことにより、改善の事実を確認する。

③ 違反広告を行う者が畜水産安全管理課からの指導に応じない場合（又は（2）の⑨の事案である場合）には、農林水産省は「獣医療に関する違反広告者の氏名等の公表に関する指針」（別添2）及び「獣医療に関する違反広告者に対する行政処分に関する指針」（別添3）に基づき対応する。

④ 違反広告を行う者に対する指導の他、畜水産安全管理課は（2）の③による照会又は⑦による報告を受けた場合は、適宜、当該事案について都道府県に対し情報提供を行う。

7 広告の苦情相談への対応

(1) 苦情相談窓口の設置

獣医療に関する広告の苦情相談については、原則として都道府県畜産主務課等の獣医事担当課、家畜保健衛生所等が窓口となるが、必ずしもこれらに限定されるものではなく、各都道府県の判断により適切な苦情相談受付の体制を確保し、苦情相談の窓口の連絡先を都道府県のホームページや広報誌等を通じて飼育者等に周知するようお願いする。

(2) 関係団体との連携

地方獣医師会等の獣医師関係団体を通じ、法令及び本指針を各獣医師及び診療施設に周知し、獣医療に関する広告の適切な実施について十分な理解を得ることが、違反広告を未然に防ぐ上で重要である。

このため、各都道府県は、法令及び本指針を周知徹底するとともに、獣医

師関係団体と連携し、飼育者等からの獣医師又は診療施設に関する苦情相談への着実な対応に努めるものとする。

(3) 消費者行政機関との連携

獣医療に関する広告に対する住民からの苦情は、消費生活センター等の消費者行政機関に寄せられることもあると考えられるので、苦情相談の状況について、定期的に情報交換する等、消費者行政機関との連携に努めることが望ましい。

別紙様式第 1 号

獣医療法第 17 条の違反が疑われる事案について（照会）

農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課あて

都道府県及び担当課名：

担当者名及び連絡先：

広告の確認年月日	
広告の確認の経緯	
広告対象の診療施設 又は獣医師	診療施設名： 住所： 連絡先： 開設者名： 管理者名： その他：
広告を行う者	氏名： 住所： 連絡先：
広告の種類（媒体）	チラシ・ポスター・新聞広告・雑誌 その他（ ）
広告の主な内容	
違反が疑われる事項	
農林水産省に確認 したい事項	

※ 本様式を送付する場合は、広告及びその内容の根拠に関する資料を添付すること。

別紙様式第 2 号

獣医療法第 17 条の違反事案について（報告）

農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課あて

都道府県及び担当課名： _____
 担当者名及び連絡先 _____

広告の確認年月日	
広告の確認の経緯	
広告対象の診療施設 又は獣医師	診療施設名： 住所： 連絡先： 開設者名： 管理者名： その他：
広告を行う者	氏名： 住所： 連絡先：
広告の種類（媒体）	チラシ・ポスター・新聞広告・雑誌 その他（ ）
広告の主な内容	
違反事項	
広告を行う者への確認	確認年月日： 方法：立入検査・電話・その他（ ） 対応者（所属）：
広告を行う者への指導	指導年月日： 対応者（所属）： 指導内容： 指導結果（改善の有無等）：
当該事案関係者に 関する過去の指導実績	有・無 有の場合：指導年月日

※ 本様式を送付する場合は、広告及びその内容の根拠に関する資料を添付すること。

小 動 物 臨 床 委 員 会

委員長	大 林 清 幸	日本獣医師会理事
副委員長	小 林 元 郎	東京都獣医師会副会長（成城こぼやし動物病院院長）
委 員	小 野 裕 之	仙台市獣医師会会長（小野動物病院院長）
	川 田 睦	大阪市獣医師会（ネオ・ベッツ代表取締役）
	高 良 広 之	北海道獣医師会理事（アース動物病院院長）
	佐 野 明 彦	高知県獣医師会副会長（佐野獣医科病院代表取締役）
	柴 田 晴 夫	福井県獣医師会（柴田動物病院院長）
	瀧 本 良 幸	岡山県獣医師会理事（ナディア動物クリニック・動物眼科院長）
	西 間 久 高	北九州市獣医師会会長（西間動物病院院長）
	藤 井 康 一	横浜市獣医師会（藤井動物病院院長）
	宮 川 保	新潟県獣医師会会長（宮川動物病院院長）